



平成 26 年 3 月 25 日

各位

会社名 株式会社ソリトンシステムズ  
代表者 代表取締役社長 鎌田 信夫  
(コード番号：3040)

問合せ先 執行役員管理本部長 田嶋 哲人  
(TEL：03-5360-3801)

## 自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 21 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 26 年 2 月 24 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 26 年 3 月 24 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの終了をもって、平成 26 年 2 月 21 日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 本公開買付けの結果について

##### 1. 買付け等の概要

###### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社ソリトンシステムズ  
(東京都新宿区新宿二丁目 4 番 3 号)

###### (2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

###### (3) 買付け等の期間

###### ① 買付け等の期間

平成 26 年 2 月 24 日（月曜日）から平成 26 年 3 月 24 日（月曜日）まで（20 営業日）

###### ② 公開買付開始公告日 平成 26 年 2 月 24 日（月曜日）

###### (4) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 700 円

(5) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

- ② 決済の開始日 平成26年4月16日(水曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)が「公開買付応募申込書」において指定した方法によりお支払いします(送金手数料がかかる場合があります)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i) 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは以下のとおりです。

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入になります。

配当とみなされる金額については20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。)15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式にかかる取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の金額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興

興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii) 法人株主の場合は、みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

## 2. 買付け等の結果

### (1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	690,900株	一株	592,200株	592,200株

### (2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません

## 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ソリトンシステムズ

(東京都新宿区新宿二丁目4番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## II. 自己株式の取得終了について

### 1. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類 普通株式

(2) 取得した株式の総数 592,200株

(注) 発行済株式総数に対する割合 6.00% (小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 取得価額の総額 414,540,000円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

(4) 取得した期間 平成26年2月24日(月曜日)から平成26年3月24日(月曜日)まで

(5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けをもって、平成26年2月21日開催の取締役会において決議いたしました会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する平成 26 年 2 月 21 日開催の取締役会での決議内容

①取得する株式の種類 普通株式

②取得する株式の総数 691,000 株 (上限)

(注) 発行済株式総数に対する割合 7.00% (小数点以下第三位を四捨五入)

③ 取得価額の総額 483,700,000 円 (上限)

④ 取得する期間 平成 26 年 2 月 24 日 (月曜日) から平成 26 年 4 月 30 日 (水曜日) まで

以上